



山口市

報道資料

令和3年9月24日

1 件 名	山口市議会改革に関する検討結果について（答申⑤）
2 日 時	
3 場 所	
4 内 容	<p>これまでの議会改革の取組をさらに推進するとともに、議会活動の充実強化のための改革に関する協議を行うための組織として設置した「山口市議会議会改革検討協議会」に対し、令和元年11月1日付で議長から諮問した山口市議会改革に関する検討事項について、別紙のとおり答申を受けましたので、お知らせします。</p>
5 出席者	
6 問い合わせ	山口市議会事務局 横沼 TEL 083-934-2854

令和3年9月22日

山口市議会議長 伊藤 斉 様

山口市議会議会改革検討協議会
会長 山本 貴 広

山口市議会改革に関する検討結果について（答申⑤）

令和元年11月1日付で議長から諮問のあった山口市議会改革に関する検討事項のうち、一定の結論に達した事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

議会活動の充実強化のための改革に関する事項のうち議長が必要と認めた諮問のうち、以下の2項目。

諮問事項14

倫理条例の制定について

諮問事項15

議員の情報発信について

2 答申内容等

別紙のとおり

<p>諮問事項 14</p>	<p>倫理条例の制定について</p>
<p>諮問内容</p>	<p>山口市議会基本条例第19条の逐条解説によると、その内容については別途研究協議することとなっているが、これまで協議されていない。 議員として、倫理条例のあり方を研究し、制定に向けた議論を行っていく必要がある。</p>
<p>答申内容</p>	<p>倫理条例については、次の事由により制定は行わず、政治倫理の向上に努めていくとの結論に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「山口市議会基本条例」を遵守することで政治倫理を保持する。 ・議員自らが政治倫理を高めていくよう、継続的に研修等を行い、法令以外にも、どのような事案が議員の品位と名誉を損なうことになり得るのか常に研究を行う。 ・公職の立場にある議員として高い倫理観が求められていることを自覚するため、基本条例第19条の逐条解説を下記のとおり修正し、「山口市議会基本条例」のさらなる遵守・徹底を図る。 <p>※山口市議会基本条例第19条の説明 市民全体の代表者として、議員の政治倫理についての基本理念を規定しています。 議員としての品位を損なうことのないよう、継続的に研修等を行うことにより、人格と倫理の向上に努めていきます。</p>
<p>附帯意見等</p>	

<p>諮問事項 15</p>	<p>議員の情報発信について</p>
<p>諮問内容</p>	<p>議会活動、議員活動双方にインターネット、SNSを活用、あるいは情報発信に対する多様性が一般的となる中、肖像権や情報保護の観点からトラブルになるケースも多い。倫理条例に向けての議論の一部でも良いので取り上げて議論すべき。</p>
<p>答申内容</p>	<p>議会の情報発信においては、現在、肖像権の保護等に関するルールを設ける等、一定の取組がなされている。同様に、議員の情報発信においても、議員各人が法令の遵守はもとより、特にプライバシーに、より一層、配慮して行うべきとの結論に至った。</p>
<p>附帯意見等</p>	